



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4432 号 2018.6.10 発行

くろべ工房 パン販売通じて成長

神戸新聞 2018年6月10日



永井出理事長（左奥）らと楽しそうに働く窪田清人さん（右）＝魚津市役所で

ダウン症 就労一歩ずつ きょう富山で講演会

ダウン症の人の多くが学校を卒業後、社会に出てさまざまな仕事に取り組んでいる。仕事を通じてやりがいを感じ、成長することは障害の有無で変わらない。十日、富山市でダウン症のある人の就労をどう支えるかを考える講演が開かれる。（柘原由紀）

社会福祉法人くろべ福祉会（黒部市吉田）が運営する「くろべ工房」では、ダウン症の三人を含め、十八～五十八歳の三十七人が働く。窪田清人さん（21）もその一人。県立にいかわ総合支援学校を卒業後、働き始めた。

仕事はパン販売、市役所の食堂、公園の清掃管理など幅広い。永井出（いずる）理事長（53）は「いろんなメニューがあるのは、本人の力量に合わせた仕事を出したいから」と話す。

平日、窪田さんと永井さん、女性の利用者二人のチームはパンが入った箱を車に運んで、午前十時半に工房を出発。「ダウン症の人たちはシャイだけど、その分、人懐っこい」と話す永井さん。

朝日町から魚津市まで毎日コースを変えて公民館や市役所など午前中だけで三、四カ所をまわる。「毎日いろんな場所へ行くことで町の人の理解も広がる」と永井さん。魚津市の公民館では窪田さんの母みゆきさん（52）が手芸サークルの活動に参加していた。みゆきさんは「まじめな性格。仕事の前日は寝る前に準備をしている」と目を細める。

窪田さんは率先してお客さんにトレーを渡し、パンを整理、会計時の電卓計算も担う。「ありがとうございます」と客へのひと言も忘れない。永井さんは「最初から電卓を間違えずに打てるわけではなかった。二年間で成長した」と信頼を置く。食堂でラーメンを作るのが目標だ。みゆきさんには「丁寧に仕事がしたい」と話しているという。

昨年の厚生労働省の調査では、知的障害者を含め、障害のある就労者は民間企業で約四十九万五千八百人と、十四年連続で過去最多を更新。一方で、支える施設側は人手不足が深刻。永井さんが「昔は施設職員の求人を出せばすぐに複数の応募があったが、今は人が集まらず通年募集の状態」と嘆く。

日本ダウン症協会富山支部（つなGO）主催の就労をテーマにした講演会『『はたらく』を支える』（北陸中日新聞など後援）は十日午後一時半から、富山市障害者福祉プラザ（同市蜷川）で開かれる。上原公子支部長（63）は「知的障害にも個人差はあるが、共通した特徴もある。知っていただくと日頃の支援に役立つはず」と呼び掛ける。資料代一般五百円。ダウン症のある本人と高校生以下は無料。

パラスポーツ楽しむ環境を 体験会など 県がコーディネーター派遣

東京新聞 2018年6月10日 千葉

パラスポーツの体験会などに地域で取り組んでもらおうと、県は、運営方法を教えるコーディネーターを市町村に派遣する事業を本年度から始めた。二〇二〇年東京パラリンピックの一部種目が県内で開催されるのを契機に、障害者が地域でスポーツを楽しむ環境を整える。

体験会でボッチャに親しむ参加者＝横芝光町で（県提供）

事業の第一弾が三日、横芝光町の町体育館で開かれ、地域で競技普及を担う福祉や教育、スポーツの関係者ら約百人が参加。県障がい者スポーツ協会から派遣されたコーディネーター二人の指導を受けながら、ボッチャやフライングディスク、車いすの操作を体験した。事業では、三年間で県内十六地域にコーディネーターを派遣する。



県はパラスポーツへの理解を深めてもらおうと、本年度に千九百万円を予算化。派遣事業のほか、企業などのスポーツ交流大会を支援。バスケットボールやテニス用の車いす、ボッチャなどの競技用具を買い増し、貸し出して障害者が体験するきっかけを作る。

東京大会では、幕張メッセ（千葉市美浜区）でゴールボール、シッティングバレーボール、パラテコンドー、車いすフェンシングの四競技が開催される。（村上豊）

新幹線殺傷 容疑者自閉症？ 「旅に出る」と1月自宅出る

毎日新聞 2018年6月10日

運転が再開された東海道新幹線から降りた乗客（中央）ら＝神奈川県小田原市で2018年6月10日午前1時7分、渡部直樹撮影



9日夜発生した東海道新幹線3人殺傷事件で、殺人未遂容疑で逮捕された小島一朗容疑者（22）の伯父（57）によると、小島容疑者は愛知県一宮市出身で定時制高校を卒業するまで同市で育った。職業訓練校を経て埼玉県内の会社に就職したが、約1年後に「人間関係が合わない」と言って退職した。実家の両親とトラブルがあった

ため、2016年4月ごろから同県岡崎市の伯父方で暮らすようになったという。

小島容疑者は自閉症と診断され、昨年2～3月には岡崎市内の病院に入院していた。伯父方では2階の部屋に引きこもってパソコンを触っていた。「自分は価値のない人間だ。自由に生きたい。それが許されないのなら死にたい」などと話していたという。

今年1月に「旅に出る」と言い残し、自転車に乗って自宅を出ていた。それ以前にも何度か家出したことがあったという。伯父は「人に危害を加えることはこれまでなかった。事件を起こしたことは信じられない」と話した。【井口慎太郎】

「赤ちゃんを遺棄しないで」 神戸の助産院、9月から24時間態勢で妊娠相談

産経新聞 2018年6月9日

関西での「赤ちゃんポスト」設置構想に関し、神戸市の「マナ助産院」は9日までに、親が育てられない赤ちゃんを面談の上で支援機関につなぐ施設を9月に開設すると明らかにした。名称は「小さないのちのドア」で、思いがけない妊娠や出産に悩む母親に24時間態勢で対応する。

NPO法人「こうのとりのゆりかごin関西」（大阪府箕面市）が昨年2月、熊本市の慈

恵病院に続いて2例目となる「赤ちゃんポスト」をマナ助産院に設置する方針を発表。神戸市との協議で面談方式に切り替え、今年3月のスタートを目指して準備を進めていたが、資金面で課題が持ち上がり、NPO法人の計画は白紙に。このため、マナ助産院が独自に開設することになった。

マナ助産院の施設では、助産師が24時間待機し、思いがけない妊娠や出産後の育児に不安を抱く母親と面談する。助産院とは別に設けられた専用玄関から人目につかずに来所でき、匿名での相談も受け付ける。

妊娠中の場合、健康保険証や診察料がなくても、健康状態の確認や相談が可能。来院時のタクシー代も負担する。出産後、自身で子どもを育てることが難しい場合は希望や状況を踏まえ、児童相談所や特別養子縁組のあっせん団体につなぐという。

マナ助産院はインターネットで資金調達するクラウドファンディングで、運営費用を今月29日まで募集している。永原郁子院長は「傷ついた女性に直接言葉をかけ、温かく迎えたい。遺棄から子どもの命を救うセーフティネットの一つになれば」と話している。

クラウドファンディングはマナ助産院のホームページから応募できる。

介護へ保育へ...変わる仕事の形 長崎県内のシルバー人材センター 「派遣」年間延べ6万人 草刈り、剪定 希望する世代減少

長崎新聞 2018年6月10日

60歳以上に働く場を提供する県内のシルバー人材センターで、会員の仕事の形に変化が起きている。主流だった「請負」から、近年は会員とセンター側が雇用契約を結んだ上で、派遣先の指揮命令で就業する「派遣」が増加。「派遣」での就業延べ人員は昨年度、県



内で計6万人を突破し、5年前の3・4倍となった。従来は、草刈りや庭木の剪定（せんてい）など屋外作業を請け負うイメージが強かったが、介護や保育の補助などでも高齢者が一役買い、活動の幅を広げている。現場を訪ねた。

「ちょっと上がったねえ」。大村市内のデイサービスセンター「キャロット広場」。市シルバー人材センター会員の瀬尾伸二さん（67）は、歌を口ずさむ利用者の体温を確かめると優しく語り掛けた。

食事、入浴の支援のほか、一緒に絵描きやゲームをするなど多様な仕事をこなし、施設職員を補助する。週3回、各4時間の勤務。派遣前に介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）も取得し、施設の信頼も厚い。

利用者の体温をチェックする瀬尾さん＝大村市、デイサービスセンター「キャロット広場」



元海上自衛隊パイロットだが、「地上に降りれば普通の人です」と語り、約4年前に他界した母親を自宅で介護した人生経験を生かす。「デイサービスの利用者は私の親の世代が多く、私に話し掛けやすいようだ。自分の年代でも働ける」と語る。

「ちぎのもり保育園」（同市）では、センター会員の武下ツルエさん（70）が園児の食事に付き添っていた。おむつ替えもこなす。年上の子が年下の子の頬をなでる姿など、園児に癒やされ元気をもらう日々。「生活に張りが出て風邪もひかない」。久門伸悟園長は「幅広い世代で子どもを見るのは大切で保育士にも良い影響」と信頼を寄せる。

園児に笑顔で語りかける武下さん＝大村市、ちぎのもり保育園

同市シルバー人材センターによると、会員（約720人）のうち、約100人を約50カ所に「派遣」。うち約20カ所

は介護・保育施設が占める。人手不足に悩む業界の需要に加え、森信一郎事務局長は60代の“質”の変化も口にする。「戦後の産業構造の変化に伴い、1次産業に携わった経験がない世代がシルバー世代に到達し始めている。剪定、草刈りを希望する会員は減っている」

県シルバー人材センター連合会によると、県内各センターの「派遣」による就業延べ人数は、2012年度の約1万8千人から17年度は約6万1500人に増加。派遣契約金額も約1億600万円から約3億4千万円に増え、いずれも過去最高となった。就業延べ人数を見ると、「派遣」が占める割合は12年度の3・4%から16年度は9・6%に伸びており、この傾向は今後も続きそうだ。

同連合会の岩本公明事務局長は「高齢者は『支える側』に移行した。人手不足や、現役世代を補助する分野の講習を強化したい」。15年度に1カ所だった会員向け介護補助の講習を本年度は10カ所で開くという。

子の発達障害を数値化、機器開発 8大学、来年治験目指す

北海道新聞 2018年6月9日

全国8大学の研究者チームが、企業と共同で子どもの発達障害の可能性を数値化する診断補助機器の開発を進めている。日本医療研究開発機構の支援を受け、来年の臨床試験（治験）実施を目指す。短時間の操作で客観的な指標を得られ、早期に正確な診断をするための有力なツールになるとしている。

チームは千葉大、金沢大、福井大、浜松医科大、大阪大の研究者でつくる「大阪大大学院連合小児発達学研究所」と、弘前大、鳥取大、佐賀大の研究者で構成する。

約2分間、画面上の写真やイラストなどを追う視線の動きを分析する。特有の注視パターンを手がかりに障害がある可能性を数値で示す。

排泄支援ロボット多様に 「できるだけ自分で」を手助け 田村建二

朝日新聞 2018年6月10日



高齢で体が衰えたり、障害があったりして、自力でトイレに行き排泄（はいせつ）することが難しい。そんな人たちを支援し、介護する側の負担を軽くするために期待されるのが、ロボット技術を使った機器だ。排泄にかかわるいろいろな場面を想定した商品が

くられ、一般家庭向けに売られるケースも少しずつ増えている。

ロボットというと、ヒト型の機械をイメージしたくなる。でも少し違う。

排泄支援を含む介護ロボットの開発を後押しする厚生労働省や経済産業省は、ロボットを「測る、判断する、動く」の三つの機能をもつシステムととらえていて、「これがロボット？」と思えるものもある。

支援ロボットの一つに「自動排泄処理装置」がある。下腹部につけた専用のカップから便や尿を自動的にキャッチして吸引し、洗浄する。おむつを必要とするようなほぼ寝たきり状態の人が使うのを想定している。日本衛生材料工業連合会によると、大人の紙おむつの生産量は年々増え続けている。比較的若い世代の尿漏れ対策もあるが、「夜だけ」を含む高齢者の利用も多い。装置を使えば、夜間のおむつ交換が不要になるといった利点がある。

尿意をお知らせ、トイレをそばに...

一方で最近では、本人の「できるだけ自分の力で、トイレでいたい」との希望をかなえるための機器が目立つ。

その一つがトリプル・ダブリュー・ジャパン（東京都）の「D F r e e（ディーフリー）」。

尿意をうまく感じ取れずに失禁しやすい人が対象だ。超音波装置で膀胱（ぼうこう）の大きさを測り、「そろそろ尿が出そう」のタイミングを介護者らに通知して、トイレに誘ってもらおう。これまでは介護施設向けの商品だったが、今年7月から一般向けの販売（4万9800円、税別）を始める。

同社はもともと、便意をキャッチできる機器を目指している。まだ開発中で完成してはいないが、中西敦士社長は「今年秋には、どんな製品になるかの仕様を発表したい」と話す。

社説：介護費の膨張を負担可能な水準に抑えよ

日本経済新聞 2018年6月10日

65歳以上の高齢者が支払う介護保険料の額が今年4月、全国平均で月5869円になった。介護保険制度ができた2000年度に比べ、2倍の水準だ。

これから高齢化はさらに進み、介護が必要な人は増える。介護費用が膨らむのにまかせていけば、保険料は上昇するばかりだ。制度を無理なく維持できるよう、あらゆる知恵を絞るべきだ。

高齢者の介護保険料の額は、3年に1度、各自治体が見直している。前回に比べ平均6.4%増となり、およそ8割の自治体が額を引き上げた。要介護・要支援の認定を受ける人が増え、給付が膨らんでいることが要因だ。

今後の見通しも厳しい。厚生労働省の推計では、人数の多い団塊の世代が全員75歳以上となる25年度には保険料は約7200円となる。40年度には約9200円だ。これだけの額が年金から天引きされることとなり、高齢世帯の生活への影響は大きい。

介護保険料は、現役世代の40～64歳も加入する医療保険制度を通じて納めている。高齢者と同様、負担が重くなりすぎては問題だ。

介護費用の増加ペースは、医療、年金に比べても大きい。税も投入されるが、経済成長を著しく上回って増加し続ければ、制度の持続可能性を損いかねない。伸びの抑制が不可欠だ。

まず、どこまで保険給付でカバーすべきか絞り込みが要る。軽度な人へのサービスを一部、切り離す議論が必要だろう。介護予防の取り組みで健康寿命を延ばし、できるだけ介護が必要にならないようにする策も欠かせない。過度な利用がないか自治体などがチェックすることも重要だ。

その上で、費用を誰がどう分かち合うか、再検討すべきだ。介護保険を利用する際の自己負担は現在、原則1割で、一部の高所得者が2割だ。所得の少ない人に配慮しつつ原則2割にするのが望ましいだろう。軽度の人には原則3割にするという考え方もある。

保険料を払う年齢を、現在の40歳以上から20歳以上に引き下げする方法もある。幅広い

層が担うことで一人ひとりの負担は軽くなる。その際は、サービスの対象者を広げるなど、制度を抜本的に見直す議論も必要となろう。

介護保険制度は、高齢者の暮らしになくてはならないものだ。だからこそ、どの世代も納得できる痛みの分かち合いを考えたい。

【主張】新介護保険料 納得できる給付と負担を 産経新聞 2018年6月10日

65歳以上の高齢者が払う介護保険料の全国調査結果がまとまった。3年に1度の改定期に当たり新保険料は月額平均5869円で、355円（6・4%）上がる。

自分の住む自治体の介護サービスと保険料に、もっと関心を持ち、将来を見据えて考える契機にしたい。

運営主体の約1600の市区町村などを対象に、主な利用者である65歳以上の保険料を厚生労働省が調べた。今年6～8月から新保険料に切り替わる。

保険料は「6千円」突破が確実ともみられていたから、踏みとどまったといえよう。

注目したいのは、保険料を上げた自治体が8割弱ある一方、下げるか、据え置いた自治体が2割強あることだ。

保険料は介護サービスの量を反映する。一般に要介護の認定率が高かったり、利用が多かったりすると保険料は上がる。水戸市や大分市などは介護予防に積極的に取り組み、保険料を据え置いた。

十分に分析し、他の自治体の参考にしたい。健康長寿の生活を送る取り組みは高齢者本人も望むことだろう。

介護事業のデータは「見える化」が進んでいる。わが町のサービスメニューや量が、全国でどのくらいの水準か、他の自治体と比べるシステムも整ってきた。

自治体は、こうしたシステムも活用し、保険料算出の根拠になった事業計画をホームページなどで公表している。

計画を見ると住んでいる自治体が、どんなサービスを、どのくらい整えるつもりかが分かる。

自身が要介護になったら、どんな介護を受けられるのか、そのためには、どのくらいの保険料を負担する必要があるのか。住民が納得できることが、制度を維持していく上で重要である。

市区町村の努力と住民のコスト意識は重要だが、急激に進む人口減少の下で、特に規模の小さな町村などで制度が継続できるのか、真剣に考える時期にきている。

介護保険制度が始まった平成12年度と比べて、保険料は2倍を超えた。高齢者人口がピークに近づく22年後には約9200円まで上がるという推計も出ている。

介護サービスと保険料の負担は不可分であり、必要なサービスとのバランスを考えたい。わが身のことである

社説：強制不妊訴訟 国はあまりに不誠実だ 北海道新聞 2018年6月10日

国に人生を奪われた人たちに対し、あくまで責任を回避しようとする姿勢には驚きを禁じ得ない。

旧優生保護法（1948～96年）の下で知的障害を理由に不妊手術を強いられたとして、宮城県の60代女性が国に損害賠償を求めている訴訟で、全面的に争う国側の主張が明らかになった。

原告側は「憲法が保障する自己決定権や法の下での平等に反する」として、救済や立法措置を怠ったのは違法と訴えている。

これに対し、国側は、被害補償を求める場合は国家賠償法があり、立法行為は国会の裁量に委ねるべきで「補償制度を作る義務はない」と反論するという。

政府、国会いずれの不作為も違法ではないというのである。

これまで「当時は合法だった」と責任を否定してきた国が、今ごろ国賠法で救済できたと主張するのは、明らかに矛盾している。

国会では、超党派議連や与党のチームが、救済に向けた議員立法作成に取り組んでいる。その流れにも水を差しかねない。

国は、深刻な人権侵害を起こした事実を直視すべきだ。

全国で1万6475人（道内2593人）が手術を強いられた。

これまで札幌、仙台、東京の各地裁で計4人が国を訴えている。被害者の心の傷は大きく、今年1月に宮城県の女性が提訴するまで、声を上げられなかった。

そんな事情を抱える被害者に対し、国賠訴訟を起こせばよかったと言わんばかりの態度を取るのは無神経で不誠実極まりない。

2004年の国会答弁で、当時の坂口力厚生労働相は「(強制不妊手術の) 事実を今後考えていきたい」と救済の必要性に触れた。

この答弁を受け、原告側は「適切な措置をとる必要があった」と主張したが、国はやはり国賠法を理由に否定している。

原告弁護団が「手術の違憲性には全く反論せず、小手先の答弁に終始している。反省する姿勢のかけらも見えない」と批判するは当然だろう。

強制不妊手術について、3月の衆院厚生労働委員会で、加藤勝信厚労相は「与党チーム、議連等の議論も注視をし、必要な対応を図らせていただく」と述べた。

必要な対応がこれなのか。

被害者は高齢化しており、裁判で長引かせるのは、避けなければならない。

国は原告に謝罪し、救済を急ぐべきだ。議員立法作成にも協力する必要がある。

社説：あすの会解散 犯罪被害者支援に足跡残した 読売新聞 2018年06月10日
会の活動が、犯罪被害者支援の重要性を広く認識させる契機となった。その功績は大きい。

「全国犯罪被害者の会（あすの会）」が解散した。被害者や遺族の権利の確立に、一定の役割を果たせたことを解散の理由に挙げている。

妻を殺害された元日本弁護士連合会副会長の岡村勲さんを中心に2000年1月に発足した。岡村さんは「被害者は法的に存在しなかった」と、当時を振り返る。

被害者を取り巻く状況は、この18年余りで大きく改善した。

「犯罪被害者基本法」が制定された。被害者の負担軽減のために、刑事裁判の裁判官が加害者に賠償を命じる「損害賠償命令制度」が導入された。殺人など重大犯罪の公訴時効が撤廃された。少年審判の傍聴も認められた。

いずれも、あすの会の活動が大きく寄与したと言えよう。

「被害者参加制度」は、犯罪被害者の権利確立を象徴するものだ。遺族らが、法廷で被告に質問したり、求刑の意見を述べたりすることが可能になった。

被害者や遺族を蚊帳の外に置いてきた日本の刑事司法の歴史を考えれば、意義のある制度である。一方で、法廷のやり取りが感情的になり、冷静な審理が妨げられないよう、今後も慎重な運用に留意することが大切だ。

犯罪被害者への経済的支援の拡充は、残された課題だろう。

民事訴訟で加害者に勝訴しても、賠償金を得られない被害者は多い。日弁連の調査では、重大事件で賠償額が確定した事案のうち、全く支払いを受けられなかった被害者が約6割に上る。

賠償金を受け取れないまま、10年が経過すると、請求権が消滅する民法上の時効が成立してしまう。これを防ぐために再提訴するには、訴訟費用が必要となる。

被害者支援の観点から、例外的な時効延長や費用の軽減を検討する余地もあるのではな

いか。

被害者に犯罪の原因がないかなどを調べた上で、国が給付金を支払う制度についても、事件前の生活水準を取り戻すには、給付水準が十分とは言い難い。

スウェーデンやノルウェーでは、国が加害者の資産を差し押さえて、補償金を回収している。兵庫県明石市は300万円を上限に賠償金を立て替え、再提訴の費用も補助している。犯罪被害者基本法は、被害者支援を国と自治体、国民の責務だと定めている。可能な限り、支援の充実に努めていく必要がある

(社説) 梅雨の季節 日頃の備えが命を守る 朝日新聞 2018年6月10日

各地で梅雨入りし、雨の多い季節となった。この時期は毎年のように土砂災害や河川の氾濫(はんらん)が起きる。早い段階から避難路を確認・点検するなど、万全の準備をしておきたい。

梅雨の時期は40日ほど続く。特に西日本では後半に豪雨になることが多い。南海上から暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動を活発にするためだ。

昨年九州北部豪雨は7月5日から6日にかけて起き、死者・行方不明者は42人にのぼった。九州や中国、東海などで計21人が亡くなったり不明になったりした2010年の豪雨も、7月中旬に集中した。

雨が長引けば地盤がゆるみ、山間部では地滑りや鉄砲水が起きやすくなる。地方整備局など関係機関は、入念にチェックして、危険箇所があれば早めの避難を呼びかけてほしい。

大切なのは、地元の气象台と自治体との緊密な連携だ。

昨年7月下旬、東北に停滞した梅雨前線で秋田県が豪雨に見舞われた。このとき秋田地方气象台長は、大仙市など7市5町の首長の携帯電話を鳴らし、洪水の危険性を具体的に伝えた。それぞれの市町が避難勧告を出すなどしたため、2千棟以上が浸水被害にあったものの、死者やけが人は出なかった。

実はこの台長には苦い経験があった。盛岡地方气象台長だった16年夏、台風10号で高齢者グループホームの入所者9人が犠牲になった大雨に遭遇した。自治体に危機感を十分に伝えられなかった教訓から、秋田に異動した後、各首長を順に訪ね、電話番号を交換したという。

一方で秋田豪雨では、知事や県幹部が県外でゴルフをしていて、初期対応に遅れるという一幕もあった。何と言っても県は防災の要だ。日ごろから気象情報に注意を払い、危機管理の職責を全うしてもらいたい。

気象庁は先月、自治体を手助けする「防災対応支援チーム」(JETT)を発足させた。全国の職員の約3割にあたる約1700人を登録し、災害の発生前や直後に、自治体の対策本部に送りこむ。派遣された職員は気象状況を解説し、的確な避難情報を出せるよう助言する。

情報は生かされてこそ価値がある。こうした仕組みをうまく機能させるためにも、平時から双方が「顔の見える関係」を築いておくことが欠かせない。

住民一人ひとりの備えも大切だ。日ごろから自宅周辺の地形や建造物の状況を入れ、緊急時の対応を家族や地域で話し合っておく。そんな心がけが、命を守る行動につながる。月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

